

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年三月三十一日法律第一七号)

一、提案理由(平成一七年三月一八日・衆議院財務金融委員会)

○谷垣国務大臣 ただいま議題となりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際開発協会は、世界銀行グループの中核機関として、アジア、アフリカなどにおける所得水準の特に低い開発途上国に対し、長期かつ無利子の融資を行うことを主たる業務とする機関であります。先般、同協会の二〇〇六事業年度から三年間の財源を確保するため、第十四次の増資を行うことが合意されました。

政府においては、開発途上国の経済成長と貧困削減に果たす同協会の役割の重要性にかんがみ、この第十四次増資に係る追加出資を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、政府が国際開発協会に対し、二千七百七十五億八千五百万円の範囲内において追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一七年三月二二日)

○金田英行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際開発協会の第十四次増資に伴い、同協会が開発途上国の経済成長と貧困削減に果たす役割の重要性にかんがみ、政府が、従来の出資額のほか、二千七百七十五億八千五百万円の範囲内において追加出資することができることとするものであります。

本案は、去る三月十七日当委員会に付託され、十八日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成一七年三月三〇日)

○浅尾慶一郎君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第十四次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、以上の両法律案を一括して議題とし、知的財産権侵害物品の

水際取締りの方策、米国産牛肉の安全対策と検査の在り方、国際開発協会への出資シェアの低下が我が国の発言力に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法律案につきまして、質疑を終了し、順次採決の結果、関税定率法等改正案は多数をもって、国際開発協会加盟措置法改正案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。